

# 街路樹等維持管理工事特記仕様書

## 『 適用範囲 』

本特記仕様書は「宇治白川線ほか街路樹等維持管理工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

## 『 総 則 』

### 1.総則

本工事は本特記仕様書によるほか、  
(宇治市) 「土木工事共通仕様書」(宇治市ホームページ掲示)  
(以下宇治市共通仕様書という。)  
「土木工事施工管理基準」(宇治市ホームページ掲示)  
(近畿地方整備局)「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」  
「土木工事請負必携」  
(京都府) 「土木工事共通仕様書(案)」(以下京都府共通仕様書という。)  
「土木工事施工管理基準」「土木工事請負必携」に基づき施工すること。

### 2.提出書類

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるものとする。

### 3.法定外の労働保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

### 4.請負者賠償責任保険の加入

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

### 5.建退共の提出書類

受注者は、下記の書類(様式は宇治市ホームページ掲示)を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	

受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0人となる場合

## 6. 施工体系図の記載

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載すること。

## 7. 街路樹剪定等の資格

樹木の刈込又は剪定を行うに際しては、街路樹剪定士の資格を有するものを配置しなければならない。

## 『 工事の着手 』

### 1. 工事内容

- 1) 街路樹の剪定
- 2) 植樹帯、植樹柵、及び歩道、車道の除草
- 3) その他、街路樹の維持管理に関すること

### 2. 工事の施工に伴う協議・調整

- 1) 本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は、受注者が行うものとする。また、受注者は施工箇所の状況を十分把握し、近隣住民との間に紛争が生じないように努めるものとする。
- 2) 前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

### 3. 工事着手前調査

受注者は、工事着手前に施工箇所を確認し、必要に応じて写真等により記録し監督職員に報告するものとする。

- 1) 作業上支障となるものがある場合
- 2) 作業範囲が不明確な場合
- 3) 街路樹の変状(第三者に影響を与えるような損傷や枯損等)
- 4) 街路樹周辺の変状(舗装の隆起や歩車ブロック及び縁石などの損傷)
- 5) 街路樹の成長による設計条件の不一致
- 6) その他、工事履行上必要な場合。

## 『 受注者相互の協力 』

### 1. 関連工事の調整

本工事区域内またはこれに近接して他の工事(民間工事を含む)がある場合は、工程・通行規制および工事車両の搬入・搬出等十分調整を行うものとする。なお、本工事の工程等に影響を受ける場合には、監督職員の上の了承を得るものとする。

『 材料及び施工 』

1.納品書・納入書等の提出

本工事で使用する下記または監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本、若しくはその写しを提出し、発注数量との対比を行うこと。

資材名	規格	摘要
交通誘導警備員		

『 工事現場発生品 』

1. 建設副産物の搬出

本工事により発生する廃棄物は、以下の場所に搬入するものとする。ただし、下記施設にて受け入れができない、廃棄物については、担当職員との協議を行うものとする。

一般廃棄物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件
剪定枝	城南衛生管理組合 (奥山リユースセンター) 0774-53-3581	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日
除草ゴミ 可燃ゴミ	城南衛生管理組合 (クリーン21長谷山) 0774-52-2433	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日

- 1) 剪定枝については、城南衛生管理組合と十分協議し、基準を満たした状態で搬入すること。
- 2) 城南衛生管理組合の受け入れ基準に満たない剪定枝については、処理方法について、担当職員と協議を行うものとする。
- 3) 受注者は、処理数量を証明する出荷伝票を整理・保管し、担当職員の請求があった場合は、遅延なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。
- 4) 剪定枝などの処分量は過去の実績を参考に設計数量として計上している。したがって、廃棄物の処分量に伴う費用等については、原則、設計変更の対象とする。

2.産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

3.廃棄物処理計画書・報告書の作成

受注者は、「残土処理計画書(報告書)」及び「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類については下記によるものとする。

	残土処理	廃棄物処理
計画	○ 残土処理計画書	○ 廃棄物処理計画書
	○ 処分地の位置図及び経路図	○ 処分地の位置図及び経路図
		○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
	○ 土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬であれば不要)
		○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し 収集運搬を委託する場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	
	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
○ 指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	○ 指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	
○ 再生資源利用促進計画書	○ 再生資源利用促進計画書	
変更	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要
	○ 処分地変更(当初計画書からの変更) ・残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○ 処分地変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
		○ 運搬方法変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
○ 再生資源利用促進計画書は不要	○ 再生資源利用促進計画書は不要	
報告	○ 残土処理報告書	○ 廃棄物処理報告書
	○ 受入証明書(受入れた事を証明する書類) ・運搬チケットの写し等は不要	○ 「運搬管理表」または、「マニフェストの写し」 (マニフェスト原本は検査時に提示) (マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等)

○ 再生資源利用促進実施書(EXCELデータ含む)	○ 再生資源利用促進実施書(EXCELデータ含む)
○ 写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○ 写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 ・自己運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 ・委託運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 許可番号

#### 4.再生資源利用計画

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### 5.再生資源利用促進計画

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 5.再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### 6.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、工事現場内の土地の掘削その他形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### 7.計画書及び実施書の様式及び保管

「宇治市土木共通仕様書(案)第24条 建設副産物 9.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)」

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))

掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

## 『 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 』

### 1. 段階確認・立会確認

受注者は、工種の施工段階において、段階確認(立会確認)を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」(様式16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式17-1)によるものとし、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

また、受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に段階確認・立会確認の実施箇所を記載するものとする。

なお、本工事においては、ずれ止め床版施工時およびその他監督職員が指示した場合に段階確認(立会確認)を行うこと。

立会確認	確認事項	頻度
人力除草	作業完了状況	適宜
高木剪定	作業完了状況	適宜
低木剪定	作業完了状況	適宜

### 2. 材料確認

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」(様式15-1)によるものとし、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、本工事に使用する材料のうち、別表に記載する材料においては監督職員の立会いを要しないものとする。

## 『 施工管理 』

### 1. 品質管理及び出来形管理

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される

「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

種 別	工 種	出来形管理項目	
		検測項目	検測頻度
剪定工	高木剪定	幹周、樹種、樹高	全箇所
剪定工	中木剪定	樹種、樹高	全箇所
剪定工	寄植(中木)	幅、延長、樹高	全箇所
〃	寄植(低木)	幅、延長、樹高	全箇所
除草工	機械除草	幅、延長	全箇所
除草工	抜根除草	幅、延長	全箇所

## 2. 工事内容の詳細

### 1) 剪定工

高木剪定は、樹木のそれぞれの性質、形状を熟知したうえで、樹形等を整えるものとするが、架空線を越えている樹木については、原則、強剪定とする。

低木剪定は、仕上がり高さを概ね 60cmとする。

なお、これ以外については、状況に応じて担当職員と協議のうえ、その程度を決定する。

### 2) 除草工

除草については、作業に伴う障害物の除去を含むものとする。

植樹帯及び植樹柵内の除草は、人力の抜根除草とする。

また、機械除草については、原則、構造物の端部を行うものとし、植樹帯及び植樹柵内での使用は認めないものとする。

なお、除草工には、樹木や施設などからんでいるつる性雑草や高木の下枝(ヒコバエ、根吹き、胴葺き)等の除去も含んでいる。

## 3. 過積載防止対策等

受注者は、伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

運搬管理表(宇治市ホームページ掲示)を検査時に提出しなければならない。

## 『 施工機械の指定 』(環境対策)

### 1. 環境等の保全

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

2) 工事用水及び工事中に発生する湧水等をポンプ排水により既設側溝や排水路に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を直接放流させてはならない。

3) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

## 『 交通安全管理 』

### 1. 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置状況を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。

所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員B 前期:延べ人員 27名 (昼間)  
後期:延べ人員 78名 (昼間)

## 2.安全施設類の設置

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画(交通誘導警備員配置計画書を含む)を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

## 3.施工方法

交通規制においては、特別な場合を除き車両通行止め規制及び片側交互通行により施工するものとし、それによりがたい場合は監督職員と協議を行うものとする。

### 『写真管理』

写真管理については、以下の項目について実施することを標準とし、必要に応じて担当職員の指示により頻度を増減するものとする。

種別	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度
着手前・完成	着手前・完成後	全景(分割可)	業務箇所 1箇所/100m (100m未満の場合は1箇所) 着手前・完成後
施工状況	施工中	工種毎	各工種の撮影頻度に合致す
剪定工	高木	全景(着手前・完了後)・幹周	業務箇所 1箇所/10本 (10本未満の場合は1箇所)
	中木	全景(着手前・完了後)・樹高	業務箇所 1箇所/10本 (10本未満の場合は1箇所)
	寄植(中木)	全景又は代表部分(着手前・完了後)及び幅、高さ、延長(完了後)	(着手前・完成後) 業務箇所 1箇所/10箇所 (10箇所未満の場合は1箇所)
	寄植(低木)	全景又は代表部分(着手前・完了後)及び幅、高さ、延長(完了後)	(着手前・完成後) 業務箇所 1箇所/10箇所 (10箇所未満の場合は1箇所)
除草工	人力・機械・草抜	全景又は代表部分(着手前・完了後)、及び幅、延長(完了後)	(着手前・完成後) 業務箇所 1箇所/10箇所 (10箇所未満の場合は1箇所)
交通誘導員		配置状況	業務箇所ごと

廃棄物等運搬		搬入状況(処分地の確認)	適宜
事故	事故報告	事故の状況	その都度
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度

## 『 工程管理 』

### 1. 作業期間

本工事は作業期間を前期と後期の2期に分け、工事を履行するものとする。

前期と後期の作業期間は、下記の通りとする。

なお、作業期間は、雨天日(降水・降雪)、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇及び全土曜日を休工日として見込んでいる。

但し、地元要望等の場合はこの限りでない。

前期	令和7年7月中旬～令和7年8月中旬
後期	令和7年10月1日～令和7年12月中旬

### 2. 週休2日制工事について

1)本工事は、『週休2日制工事』の対象工事である。

2)週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領(土木工事)」に基づき実施すること。

3)実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿により、その理由を監督職員に報告すること。

4)予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

5)月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。

6)月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。

7)受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。ただし、未実施の場合において、工事成績評価の減点はない。

## 『 官公庁への手続等 』

### 1. 地下埋設物の事故防止

受注者は、施工にあたって予想される地下埋設物は、管理者と現地立会の上、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故防止に努めなければならない。

### 2. 架空線の事故防止

受注者は、架空線(配電線・送電線等)下付近で作業する場合、労働安全衛生法規則等により(感電事故防止について)事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

『 施工時期及び施工時間の変更 』

1. 工事施工時間

本工事の工事施工時間は、下記を原則とする。

但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事施工時間(昼間)	9:00 ~ 17:00
------------	--------------

『 現場条件・状況 』

1. 民地内への立入等

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

『 その他 』

1. 不正軽油使用防止の徹底

受注者は、建設機械等の燃料としての軽油はJIS規格軽油以外のものを使用してはならない。又、下請業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。

受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

2. 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

【研修の参考とする図書等の例】

- ・工事請負契約書(第51条)
- ・建設業法遵守ガイドライン(令和4年8月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((公財)建設業適正取引推進機構)

3. 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容:街路樹の剪定をおこなっています。 工事種別:街路樹等維持管理工事
--

標示板の記載例

工事標示板の大きさ(横114cm×縦140cm)

ご迷惑をおかけします

## 街路樹の剪定を おこなっています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで  
時間帯 9:00~17:00

街路樹等維持管理工事

発注者 宇治市建設部維持課  
電話〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区間の起終点に設置する。</li> <li>・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li> <li>・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li> <li>・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。</li> </ul>

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し工事内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。